

平成23年度包括外部監査の結果 指摘事項の措置状況

ページ	項目	指摘事項	団体名	措置状況	対応区分
P38	④ 財務 B. 出納の監査結果 退職給付引当金	退職給付費用として計上すべき金額は3,300,760円である。決算計上額は3,500,000円で若干の過大計上となっている。決算処理上、金額を丸めるといふ発想は排除すべきである。	公益社団法人倉敷市シルバー人材センター	平成25年度決算からは、実金額を計上しております。	措置済
P42	⑤ 契約 【指摘事項1】	理事会について、特定の理事らの当センター理事会への出席率が極めて低く、この点を改善されたい。副市長の出席率が、多忙のため今後もやはりこれまでと同様の出席率に低迷するのであれば、むしろ副市長の部下に該当する担当者を理事として、市とのパイプ役を務めるようにするなど、さらなる見直しが必要とならざるをえない。	公益社団法人倉敷市シルバー人材センター	副市長の日程等を事前に調整した上で理事会を開催するようにいたしました。その結果、平成24年度までは0～30%の出席率が平成25年度以降は50%前後に改善しました。止むを得ず出席できない場合は、後日、理事長、事務局長が面会し、重要な審議内容について説明をしております。今後も、副市長をはじめ、全ての理事等が出席しやすい日程となるよう、理事会の開催日を決定いたします。	措置済
P98	⑤ 契約 【指摘事項1】	理事会、評議員会においては、理事、監事、評議員がそれぞれ現に出席するよう、改善されたい。事務方においては、なるべく早期に理事会、評議員会の日程を調整し、各理事、監事、評議員に通知するなど、現の出席ができるよう、なお一層の工夫も求められるところである。しかし、それ以上に、理事、監事、評議員には、その職業、立場、経歴などから然るべき見識を備えた人物が望ましいのであるが、それだけではなく、距離的、時間的にも、現の出席が十分に可能で、かつ出席に十分な意欲を持った人物を選任するよう努めるべきである。	公益財団法人倉敷市文化振興財団	平成26年4月1日の新公益法人制度への移行に合わせ、理事、監事、評議員の人数及び構成の見直しを行いました。それぞれ十分に資質を有した人物に就任いただいております。理事会、評議員会への出席についても意欲をもって取り組んでいただいております。理事会、評議員会の開催日程については、理事、監事、評議員の全員に半年前に予定の聞き取りを行うように改善しており、極力全員の出席が可能な日を開催日とするようにしています。その結果、平成26年度における理事、監事及び評議員が理事会及び評議員会の会議に現に出席した率の平均は、79パーセントになりました。	措置済
P133 P134	③ 現物照合 現金（福祉プラザ） 現金（健康づくり事業） 現金（ふじ園）	経理規程第26条では「会計責任者（出納職員を設けている場合は「出納職員」）は、現金について、毎日の現金出納終了後、その残高と帳簿残高を照合しなければならない」と定められており、内部牽制の観点から定期的に現金在高報告書を作成し、出納職員及び会計責任者が確認・検印する必要がある。	社会福祉法人倉敷市総合福祉事業団	平成25年10月から現金在高報告書の様式を作成し、出納職員及び会計責任者が確認・検印する体制を整えました。	措置済
P133 P134	③ 現物照合 現金（福祉プラザ） 現金（健康づくり事業） 未収金（プラザ共同事業体）	経理規程第24条の小口現金の保有限度額10万円に反している（福祉プラザ）。また、経理規程第20条において「収入後速やかに金融機関に預け入れなければならない」とあり、本来、入金した現金は翌日（銀行営業日次第）には預金に預け入れる必要がある。紙幣のみでも日々の銀行入金を行い、経理規程を遵守するとともに盗難・紛失等を未然に防止する必要がある。	社会福祉法人倉敷市総合福祉事業団	平成25年10月から保有限度額10万円を超えないよう収入後速やかに金融機関に預け入れております。	措置済
P134	③ 現物照合 未収金（プラザ共同事業体）	会計上は未収金として計上されているが、決算日において現金として保管されている（4月1日に預金口座に入金）。現金入金されている以上、未収金でなく現金として処理すべきであり、現金出納帳に記帳し、定期的に現金在高報告書を作成し、出納職員及び会計責任者が確認・検印する必要がある。	社会福祉法人倉敷市総合福祉事業団	平成25年度決算から、決算日に利用者から直接いただいた利用料金は「現金預金」で処理し、減免団体分の利用料は倉敷市に請求後に支払われるため「未収金」で処理しています。また、現金については、平成25年10月から現金在高報告書の様式を作成し、出納職員及び会計責任者が確認・検印する体制を整えました。	措置済
P142	⑤ 契約 【指摘事項2】	当事業団と倉敷市身体障害者福祉協会連合会との4件の清掃業務委託契約（倉敷市総合福祉会館、水島児童館、児島児童館、玉島児童館）につき、締結時に相見積がなされているものの、形骸化しているため、実質的なものとするよう改善されたい。	社会福祉法人倉敷市総合福祉事業団	平成26年度から見積書の内容を作業項目毎とし、具体的に数値比較できるものに改善しました。	措置済
P145	⑤ 契約 【指摘事項5】	民間業者との業務委託契約においては、解除条項を規定するとともに規定した場合には、解除後の精算関係、賠償関係を明記すべきである。	社会福祉法人倉敷市総合福祉事業団	平成26年度契約から全ての業務委託契約書において明記するようにしました。	措置済
P147	⑤ 契約 【指摘事項7】	当事業団が民間業者との間で締結している業務委託契約においては、各業者から定期的に業務報告をさせ、その報告について当事業団が確認・承認した上で、各業者から請求書を出させる、という流れを契約書上明記するよう改善されたい。	社会福祉法人倉敷市総合福祉事業団	平成26年度契約から全ての業務委託契約書において明記するようにしました。	措置済
P246	④ 財務 B. 実施した監査手続きの詳細 2) 歳出のテスト	大判インクジェットプリンタのサービスパック95,550円は、5年間の定期交換費用の保守料である。1年を超える部分は長期前払費用に振替すべきである。	公益財団法人倉敷市スポーツ振興事業団	サービスパック95,550円は、プリンタ本体価額と合算して固定資産に計上していましたが、企業会計原則注解[注1](2)等の規定により、サービスパック部分は、10万円未満であるため、平成25年度決算時に資産から除外し、経常外収益及び費用（過年度損益修正）にそれぞれ振り替え、適正な処理としました。	措置済